

## 三重県議会貸与タブレット型端末機使用基準（検討プロジェクト会議案）

（目的）

第1条 この基準は、三重県議会における貸与タブレット型端末機（以下「端末機」という。）の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（端末機の利用者）

第2条 端末機を使用することができる者は、議員とする。

（端末機の利用範囲）

第3条 議員は、端末機を議員活動（議会活動及び政務活動）において使用するものとする。

（端末機の貸与）

第4条 議長は、議員活動に使用するため、議員に端末機を貸与するものとする。

2 端末機は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 端末機の使用権限がなくなったときは、速やかに議員固有のデータを削除し、直ちに議長に返却しなければならない。

（端末機の取り扱い）

第5条 議員は、端末機を善良な管理者として適切に管理するものとする。

2 議員は、端末機を使用する場合、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

3 議員は端末機の使用に当たっては、適切なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。

4 端末機へのアプリケーションのダウンロードは、議員活動に必要なものに限定するものとする。

5 端末機での外部機器（通信機器を含む）の使用については、端末機の性能、機能等を変更しないものに限定するものとする。

（遵守事項）

第6条 議員は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

（1）情報の受発信は、議員の責任において行うこと。

（2）データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。

（3）県の情報の保全措置に関し、積極的に協力し、かつ、誠実に対処すること。

（事故等のあった場合の責任と対応措置）

第7条 議員は、端末機の盗難、紛失等の事故が生じた場合は、速やかに議長に報告するものとする。

2 端末機の利用、盗難及び紛失による個人情報等の漏えい等の事故の責任は、当該議員個人において誠実に対応するものとする。

3 議員は、故意又は過失により端末機を損傷し、又は紛失した場合は、当該議員がその修理等に係る経費を負担するものとする。

(違反行為への対応)

第8条 議員がこの基準の遵守すべき規定に反したときは、議長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長は、端末機の使用を停止させることができる。

(その他)

第9条 端末機の使用等に諸問題が生じた場合は、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議で協議するものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。